

第十三回 参議院農林委員会會議録第二十七号

(四八四)

昭和二十七年四月二十四日(木曜日)午後一時四十六分開会

出席者は左の通り。

委員長 羽生 三七君

理事 西山 龜七君  
加賀 謙君  
山崎 恒君

委員

滝井治三郎君  
宮本 邦彦君  
赤澤 與仁君  
飯島連次郎君  
片柳 眞吉君  
三橋八次郎君

政府委員

食糧庁長官 東畑 四郎君

事務局側

常任委員 安樂城敏男君  
會専門員  
常任委員 倉田 吉雄君  
會専門員

本日の會議に付した事件

○食糧管理法の一部を改正する法律案 (内閣送付)

○委員長(羽生三七君) それではこれより委員會を開きます。

本日は食糧管理法の一部を改正する法律案を議題といたします。本法律案については昨日農林大臣から提案理由の説明を聞いたわけであり、本日は先ず食糧庁長官から法律案の内容

第九部

農林委員会會議録第二十七号 昭和二十七年四月二十四日【参議院】

その他食糧の需給等、本法律案の審議上必要な諸問題について説明を聴取したいと考えます。なお衆議院のほうも本日この法案を審議しておる關係上農林大臣、政府委員等の時間の關係がありますので、本日は取りあえず長官の説明を聞くのみにとどめまして、質疑は後日に譲りたいと思ひますので御了承をお願いいたします。

○政府委員(東畑四郎君) それでは食糧管理法の一部を改正する法律案の説明を先ずいたしたいと思います。

食糧管理法の一部を改正する法律案のうち特に御説明いたします点は第四條の二、第四條の三の條項であります。先ず四條の二について御説明を申し上げますと、この法案で一応麦の供出制を廃止するに代りまして、政府はいつも大麦、稗麦又は小麦を生産者又はその生産者から委託を受けた者の売渡の申込に応じて買入れることを要する、これはいわゆる政府の無制限買入というものを法的に明らかにしたものであります。農家が売渡を自主的にいたします場合には、政府は必ずその麦を買入れることを要する義務付けをいたしましたのでございます。なお「生産者又ハ其ノ生産者ヨリ委託ヲ受ケタル者」ということにはいたしまして、飽くまで今後さきまます農家のための買入価格と平仄を合せまして農民自体から一定の価格で必ず買入、その手取りを保証する。こういう意味で農民又は農民より委託を受けた者というふうに限定

いたしてあるのであります。委託を受ける者は農業協同組合は勿論、商人も委託を受け得ることは当然でございませぬ。

第二項はその場合における政府の買入価格の基準になる考え方でございませぬが、これが詳細は又政令で規定いたしますのでありますけれども、大きな枠といたしましては、いわゆる農業パリティ指数、これは(物及び役務ニ付農業者ノ支払フ價格等ノ総合指數ヲ謂フ)、價格以外に對金等も與は入りませぬので、こういう定義を下したわけでありませぬ。この農業パリティ指数というのは、従来やつておりましたのは昭和九年、十年、十一年を基礎にいたしまして、米パリティを彈きましてそれで米価をきめまして、その米価に對しまして對米比価で表をきめておつたというのが現状でございませぬが、この考えかたの農業パリティ指数は政令で昭和二十六年を基礎にいたすということにいたしたいと思ひます。昭和二十六年を基礎にいたしたとしますので、従来のような基準年次と現行年次の差はフィッシャー方式をとる必要がございませぬので、いわゆるエス・ペイレズ方式によるパリティ計算になると思ひます。それからもう一つ違ひます点は、従来は百貨店等の卸売物価指数というものをとつておるのでございませぬが、今後は農民の經濟に即する小売物価をとる、これは農林省の統計調査部で毎月調査をいたしておりまして、昭和二十六年の一月からは毎月報告をとつております。こ

れを農家經濟調査におけるパリティ計算に用います生産資材、消費資材の品目の價格というものをパリティ指数に彈き、こういうのがこの考え方でありませぬ。その点は政令ではつきり書きたいというふうな考慮をしております。この農業パリティ指数を基準にいたしますと、本年の予算の二五五というものは全然指数が變つて参るといふように御了承願ひたいと思ひます。昭和二十六年を基準にするといふことを言ひましたのは、嚴密に申しますと、政府の考え方といたしましては、本年パツクペーを基礎にいたしてございませぬので、昭和二十六年の五月にきめました三麦の價格に四月にパツクペーをいたしまして、そのパツクペーの額を加算する額が基準額になるわけにございませぬ。パリティ指数は従ひまして二月末のパリティになりますので三月から二月、こういうふうな御了承願ひたいと思ひます。従ひまして昭和二十六年の三月から昭和二十七年の二月までがパリティの基礎になる、それが新パリティで計算した指數が基礎になる、こういうふうな御了承願ひたいと思ひます。

次に斟酌と申しますか、参酌事項といふのがございませぬが、実はその麦の生産事情と米価その他の經濟事情を参酌することになつております。法律では「麦ノ生産事情」といふ表現をいたしてあります。パリティそのものは基準年次は二十六年をとりませぬが、パリティ指數そのものは大体平年作といふことを基準にいたしてございませぬので、凶作が起りました場合は農家の諸収入がそれだけ落ちるわけでありませぬので、所得の均衡上も又パリティそのものの考え方においても、凶作の場合における何らかの修正をいたしますことが農民の經濟にとつても必要でありますので、従来はこういう考え方はありませぬでしたが、この際米価審議會等の御意見等もとり入れまして、麦の凶作の場合における反当減收比率といふものをとりまして、これをパリティから出ました價格に加算して行こう、こういう考え方でありませぬ。従ひましてこれは毎年毎年参酌するわけにはありませぬが、麦の凶作が起つた場合に参酌する事項になります。具體的の適用といたしましては、一応只今のところは大正十三年、この年は反当收量が比較的多い年であります。大正十三年を基準にいたしまして昭和二十七年のあるべき平年作反收といふものを趨勢線量に算出するわけでありませぬ。昭和十八年から数年間過濃石灰等が非常に不足したために麦作に減收を來たしてあります。こういう年をとりませぬことは却つて思ひたくないものでありまして、大正十三年から昭和二十七年の趨勢線量の計算においては昭和十八年以後の若干の異常な事を除きたい、こういうよ

酌することになつております。法律では「麦ノ生産事情」といふ表現をいたしてあります。パリティそのものは基準年次は二十六年をとりませぬが、パリティ指數そのものは大体平年作といふことを基準にいたしてございませぬので、凶作が起りました場合は農家の諸収入がそれだけ落ちるわけでありませぬので、所得の均衡上も又パリティそのものの考え方においても、凶作の場合における何らかの修正をいたしますことが農民の經濟にとつても必要でありますので、従来はこういう考え方はありませぬでしたが、この際米価審議會等の御意見等もとり入れまして、麦の凶作の場合における反当減收比率といふものをとりまして、これをパリティから出ました價格に加算して行こう、こういう考え方でありませぬ。従ひましてこれは毎年毎年参酌するわけにはありませぬが、麦の凶作が起つた場合に参酌する事項になります。具體的の適用といたしましては、一応只今のところは大正十三年、この年は反当收量が比較的多い年であります。大正十三年を基準にいたしまして昭和二十七年のあるべき平年作反收といふものを趨勢線量に算出するわけでありませぬ。昭和十八年から数年間過濃石灰等が非常に不足したために麦作に減收を來たしてあります。こういう年をとりませぬことは却つて思ひたくないものでありまして、大正十三年から昭和二十七年の趨勢線量の計算においては昭和十八年以後の若干の異常な事を除きたい、こういうよ

うに考えております。そういたしました  
て平年作の数を出したわけでありませ  
が、誤差がございますので若干のこれ  
に誤差率、約五〇程度の幅をおかざる  
を得ないと思ひます。従ひまして昭和  
二十七年の平年反収が具体的に三麦別  
に出まして、それから五〇以上に予想  
收獲高が減りました場合においては、  
その減つた具体的数量に対して農業  
パリティで置きまして価格を加算する  
という、いわゆる凶作の場合のみ適用  
をいたしたいというのがこの考え方  
であります。その点は政令ではつきり  
規定をいたしたいという点でありま  
す。

次に参酌事項といたしまして米価で  
ございます。米麦が一定の需要構造で  
変動いたしておるといふ実態をとら  
えまして、何らかの形で米価と麦価と  
いうものの均衡をあらしめることが価格  
政策といたして必要でございます。こ  
で、この考え方の米価というものは想  
定実効米価と申しますか、五月なら五  
月におきます米価というものを消費  
地におきましてどう見るかという場  
合に、政府としましてはパリティ指数が  
きまりますれば、そのときにおける現  
実の米価はどうかあるが、その指数  
で置きましてパリティ指数に基く米  
価というものを消費者価格において推  
定できるわけでありませ。その想定  
米価と現実のCPSで開購入量、開購  
入価格というものがはつきりいたして  
おります。又五月における現実の開  
格もはつきりいたしておりますので、  
開購入の現実の開価格と規定米価と  
いうものを平均いたしまして、そこに  
想定実効米価というものが想定できる

わけでありませ。この想定実効米価に  
対しまして現実のCPS等から見た精  
米対小麦粉、精米対精麦の実効価格指  
数があります。これが需要の実態であ  
ります。この指数を加えることによつ  
て麦の消費構造としてこの麦価とい  
うものが出来まして、それから政府の見  
経費を引きましたのが生産者価格にお  
ける現実の合理的な麦価であらう、こ  
ういう参酌をするわけでありませ。一  
応パリティ指数等は新しいパリティ  
方式になりますので具体的にはなかな  
か決定いたしません、予算で見ても  
行くとしまして総計をしてみますと、  
大体において対米比価は小麦価格にお  
いては現在の六四程度を維持できるん  
じやないかというように突は考えてい  
る次第であります。その他の経済事情  
等につきましては、今日具体的に突は  
適用をしようというケースはございま  
せん。何らかの形においてこう参酌す  
る場合においても或る程度巾をおく  
限度をおくという必要がありました場  
合にはこういう規定が適用されるのじ  
やないかと、こういうふうに考えてお  
ります。この価格を政府がきめる時期  
は、実は五月末パリティで参りますの  
で六月早々にきめたいのでありませ  
れども、作報の麦の收獲予想というも  
のが若干六月遅れますので、米価審議  
会等に諮る期間を置きまして、まず六  
月十五日を中心にして米価を決定  
いたしたいと思ひ、こう考えておりま  
す。この価格を決定いたしました場合  
は、これを明らかに政府は告示しまし  
て公表するわけでございます、全国  
一本一年間を通じて同じ価格で

決定公表したい、こう考えておりま  
す。勿論等級別、産地銘柄、品種銘柄  
別の価格は具体的にきめるわけであり  
ませ。買入価格の発表は、政府の倉庫  
又は政府指定倉庫の倉前価格で公表を  
したい、倉前価格で公表すること自体  
が農民の手取りを公表することになる  
わけでありませ。農家はその価格で政  
府に売ります場合は、政府は従来と同  
じように前渡金を出してあります関係  
上支払証書で金を支払う、それにい  
る政府の買入に代行しました機関等  
につきましては、従来はこれが手数料  
でございますが、今後は買入の代行  
料というか、買入の手数料の支払をい  
たしたい。なお今後は農産物検査法に  
基きます検査は従来通り実行するの  
であります、麦が供出がなくなりまし  
た場合におきましてもやはり検査をい  
たしました場合に、検査手数料という  
ものはこれは今度政府はとるわけ  
であります。政府に売りました場合は検  
査手数料を含めた価格で買上げる、具  
体的には一俵二十円を加算した価格で  
買上げるといふことにはいたしたいと存  
じます。なお検査手数料は一般会計の  
収入に納入されるわけでありませ、  
一般会計から特別会計に繰入れられる  
という形で、これは消費者の負担には  
ならないといふことになるわけであ  
ります。それが大体買入価格としての  
政府の考え方の根本でございます。

この考え方は飽くまで内麦の麦形成方  
式であります。内麦から積上げまして  
それを国内のCIFまで廻りまして、  
それを輸入した外麦との間に差がござ  
います場合はやはり輸入補給金をもち  
うといふことにはいたしております。外  
麦の価格はこの内麦の価格を飽くまで  
中心にしまして、品質の歩止りの差  
が、格差がつくわけでございます。外  
麦そのものは一応遮断をして考えて行  
くという考え方でございます。外麦、  
内麦を含めましてそれをどういふ形  
で売るかというのが第四條の三の規定で  
ございませ、「政府ハ其ノ買入レタル  
麦(ヲ加工シ又ハ之ヲ原料トシテ製造  
シタル製品ヲ含ム)」、なお原麦売却と  
いうものを原則にいたします場合、若  
干量の委託加工制度を継続いたし  
たいし、又災害等の場合の予備といた  
しまして、二次製品、乾麵、乾パン等  
の製品もやはり作るという意味で括弧  
附でこの麦の中にはこういうものを  
見とおるわけでありませ。この法案では  
原則としましては一般競争入札で売  
る、但し農林大臣が必要ありと認め  
るときは指名競争入札又は随契で売渡す  
ことができる、こういうように例外的  
な規定の表明をいたしておりますが、  
委託加工、統制継続から売払加工、  
更に競争入札といふことを急速に出  
ますことは、企業そのものの不安定感  
を起し、却つて需給の困乱等がありま  
しては困りますので、運用の仕方と  
いたしましては当分卸売方式を継  
続をいたしたいといふように考えてお  
ります。制度といたしましては指名競  
争契約又は随契の制度を設けておきた  
い、そういう場合に指名競争契約又は

次政府が所有いたしました原麦を  
売る方式でございます。この売るほう  
はこれは勿論外麦等も含むわけであり  
ませ。なお外麦と内麦との関係にお  
いては一応遮断をいたしておりませ、

随契で売りますものは政令等ではつき  
り規定をいたしたい、地域的に非常に  
離れておりました困難をいたしますと  
か、冷害でありますとか、災害が起り  
ましたときとか、いろ／＼な場合を考  
えております。なお製品等はこれは全  
部随意契約で行きたい。委託加工をい  
たしました小麦粉、精麦等につきま  
しても、原則として随契で全部渡して消  
費の実態に即応して行きたいという方  
針を持つております。

それから売る場合における予定価格  
でございますが、買入場合は政府が基  
準価格を発表いたしましたので一本  
的でありませ、売ります場合はやは  
り標準価格といふものをきめるわけ  
であります、標準価格といふものを標  
準といたしまして、あとは入札の場合  
でありますからやはり発表はできませ  
んで、予定価格といふものを作るわ  
けであります。売ります場合は買いま  
す場合と若干異なりまして、地域差で  
ありますとか、或いは金利、倉敷等の  
問題において若干の時期別の差が付く  
ことは止むを得ないかと考えませ。年  
平均といたしましては、この標準価格  
の発表をいたすことによつて大体にお  
いて政府の売渡をする標準価格とい  
うものはつきりいたすわけでありま  
す。標準価格は代表的な銘柄、品質の  
ものについて公表をいたしたいとい  
うのがこの考えかたであります。この価  
格の決定につきましては、第四條第二  
項の規定は米価に対する規定でありま  
す。随契の標準価格を定むる場合はこ  
れを準用しております。家計費、物価  
その他の経済事情を参酌するといふ規  
定でございます、売渡す場合におい  
ては家計費を考慮するわけでありま

す。家計費の考慮の考へかたといはし  
まして、昭和二十七年の最近におけ  
る家計の総支出額とそれと同期の前年  
における家計の総支出額、勿論公租公  
課等は差引くわけでありますが、その  
繰上額の上昇率を見て、その上昇率  
だけは基準の小麦粉或いは精麦等が値  
上りをいたしましたも止むを得ないの  
じやないか、それを最高限度にいたし  
たい、要するに或る時期における精麦  
或いは小麦粉等は消費者が支出いたし  
ました比率割合というものを維持して  
行きたい、それ以上は製品が値が上り  
ますことは政府は抑えて行きたいとい  
う意向を持ちまして、それを一応計算  
をいたしました、原麦売却限度にいた  
して行きたい、こういうふうな考へて  
おります。現在の旧ペリライ方式で計  
算しました場合において、二十六年を  
基準にいたしました場合においては、  
政府の現実の売却価格は家計費を考慮  
をする、従つてそれ以下で売つておる  
ということを抑へ承願いたしたいと思  
います。やはり標準価格をきめました場  
合にこれを公表いたしますことは当然  
であります。又製品等につきまして  
は、これは全部随契で売られるわけであ  
りますが、随契で売ります場合におい  
ても公表する、随契で売ります場合は予  
定価格で売られるわけでございます。これ  
が大休価格の建前の根本でございます。こ  
れが、なお政府は買いました表を売ります  
場合において経費がかかるわけござ  
います。従来は政府の経費はそのま  
ま消費者に織込み、或いは管理上いろ  
いろな赤が出ました場合とかという場  
合はこれを翌年の消費者価格に織込ん  
だのでありますが、今日は表が供出制  
がなくなりまして、一応政府とし

ては見積り経費というものを下さる  
を得ないので、見積り経費を計算  
いたしました、売払い標準価格をきめ  
るわけでございます、見積り経費と  
実際の経費とが違いました場合は、黒  
が出た場合と赤が出た場合と両方ある  
わけでございます、そういう場合にお  
きましては、これは企業としては収  
支上の赤であります、赤は赤として  
繰越して参るといふことは一般の会社  
と同じような経理の仕方をいたしま  
す。表は表で経理をいたしまして米と  
麦は特別会計上別の経理をしてはつき  
りいたさなければならぬ、こう考へ  
ておるわけでございます。

それから御説明いたします点は附則  
の点でございますが、その一項は「こ  
の法律の施行期日は、その公布の日か  
ら、起算して六十日を経過しない期間内  
において、政令で定める。」ということ  
になっておりますが、我々といはしま  
しては、本年の新麦が出廻ります前  
に御審議をお願いいたしたいという気持  
を持つております。

それは第二項はいわゆる学童給食  
の問題を具体的に考へておるのであり  
まして、「政府の買入れた表（麦を加  
工し、又はこれを原料として製造し  
た製品を含む。）であつて政令の定める  
ところにより食生活改善の用途に供す  
るために売渡すものについては、政  
令で定める期日までは、食糧管理法第  
四條ノ三第二項の規定にかかわらず、  
その売渡の予定価格は、農林大臣の定  
める価格によるものとする。」要するに  
第四條の三第二項の家計費、物価等を  
参酌して、標準価格によらず、農林大臣  
が別個に生活改善の用途に供するため

には価格がきめられるというのであり  
ます。これは予算等の関係もございま  
すが、具体的には本年の学童給食のた  
めに適用したい、その根拠法を作  
つておきたいというのがこの規定の趣  
旨でございます。

第四項は要するに農産物検査法の一  
部改正を行う。附則でやつて頂きたい  
点は、従来は麦の売渡前に検査をする  
という点になつておるのであります  
が、この法案で生産者は委託をして  
麦を政府に売るわけでありまして、売  
渡には委託前にはやはり検査をいたしま  
せん、農家が果してその麦が一等で  
あるか、二等であるか、三等であるか  
ということが農民のためにはつきりい  
たしませんが、不当に農民が不利をこ  
うむるという虞れがございしますので、  
委託前にはやはり農産物検査法で検査を  
いたしたほうがいいというので、  
附則でこの法案と関係しまして委託前  
に検査を受けなければならぬ。

その次の規定は、これは検査手数料  
を、従来は国管検査でございまして、  
とつておらなかつたのであります、  
麦につきましてはやはり検査手数料を  
とるといふことのために、検査手数料  
をとらない規定には外しておいた次第  
であります。

それが大休表に関します今回の改正  
の主な点でございます。

その他の条文、例えば二條、三條等  
にからみましたが、主として甘藷、  
馬鈴薯というものがまだ若干食費法に  
残つておりますので、これを一つ削除  
をするという点にからみまして規定を  
整理いたしました点だけあります。

なお食糧配給公団等の規定もまだ残つ  
ておりますので、こういう清算が殆ん  
ど完了しておる食糧配給公団の規定を  
全部実効は削除いたしました点が主な  
点であります。

なほお預り防止の規定、それから積  
流し禁止の規定等が明確になつてい  
なかつた点が若干ございましたので、米  
についでその点を若干明確にいたした  
点が八條ノ四等でございます。その他  
の点は殆んど条文を整理しただけで別  
段御説明をする点はないかと考へま  
す。

大休改正法案は右のような内容にな  
つておることを御了承願いたいと思  
います。

○委員長(羽生三七君) 本法案に関し  
ては、只今の東畑長官の御説明と先日  
政府から配付されました資料によつて  
大体了承できるわけでありまして、こ  
の機会に米の需給状況及び今後の見通  
しを大休のところでもよろしいから御説  
明願いたいと思ひます。

○政府委員(東畑四郎君) 米につきま  
してはこの法案でも何ら触れておりま  
せんし、我々といはしましては米はや  
はり供出、配給統制を継続する必要が  
ある、こういうふうな実情は考へており  
ます。昨日農林大臣も衆議院の委員会  
ではつきりとした説明をされたので  
あります、需給事情は結論を申上  
げますと、年当初に立てました計画に  
おきまして五百十三万トンでございま  
す。これは必ずしも主食だけではあり  
ません、工業用等を含めました全需要  
量を五百十三万トンぐらゐに実は押え  
まして、買入れ持越し等を二千五百五  
十萬石、外米輸入百一十萬トンの繰でい  
ろいろ需給推算をやりました結果約十

六万三千トン、百万石程度の赤字が出  
るのであります、その赤字をどう消  
すかというので早場米の奨励であると  
か、超過供出等いろいろ実は苦慮いた  
しておつたのであります、最近三月  
末といひますか、四月一日の大休政府  
米の持越しが、三月一部推定がございま  
すが、だん／＼はつきりいたして参つ  
たのであります。トンで申上げますと  
内地米は四月一日で二百三万六千ト  
ンでございます。石でいいますと千三百五  
十七万六千石程度であります。需給計  
画より若干突は下廻つておりました、  
これは配給辞退等が若干ございます。  
外米等は二十万二千四百トンの持越し  
なつております。石で百四十九万九千  
石でございます。その他碎米等が三万  
四千三百トン、二十二万八千六百石、  
總計いたしまして二百二十七万三千四  
百トン、石で申しまして千五百十五万  
四千四百石ということになつておるの  
であります。今後どれだけの需要が  
ございませうかということについて、こ  
れはいろいろ、むづかしい問題があるの  
であります、推定をいたしました結  
果、ロス等を含めまして主食や工業用  
を含めまして三百萬トン程度でありま  
す。十一月から三月までに百九十九万  
、約二百萬トン消費しておりますので、  
大体五百萬トンということになつて  
おります。当時五百十三万トンと見積  
つておりましたが約五百萬トン程度で  
はないか、こういうふうな実情は考へて  
おるのであります。

そこで今後の見通しとしまして、  
現在の供出が大体二千五百七万石弱  
ということになつております。供出  
は殆んど補正割当の繰までは達した  
のであります、今後超過供出等に  
ついていろいろ、お願いをいたしてお

のでありますが、新潟県、山形県等につきまして、特に新潟県等につきましては、まだ、超過供出をお願いできるのじやないかと思つて、今いろいろ懇請をいたしております。従いまして超過供出等がどうなりますか、二千二百五十万石というものと外米の輸入量というものの両者にやはり弾力性を置いたほうが需給が安定するのでありまして、政府としましては需給推算上二千五百五十万石といたしましては、外米は百一十万吨に若干程度上廻れば先ず普通の需給ができるのじやないか。ただ勿論外米の持越をどの程度見るかという問題は、内地米と違ひましてどこへ運ぶかという問題と関係があるのであります。この点は一万吨と見るか、五万吨でいいかということがまだ、非常な弾力性のある端境期の非常に重要な問題であります。只今の外米の輸入実績は四月一日の持越が先ほど言いました二十万二千トンでございますが、相当食つておるわけでありまして、十一月から三月まで三十九万七千トン到着をいたしております。これは精米でございますから需給推算上は四十二万一千トンで玄米換算になるわけでありまして、そのほかにごく最近までに手当いたしましたものが三十七万一千トンございまして、百一十万吨計画に對しましてすでに七十六万八千トンの手当が済んでおるといふのが現状でございます。なおビルマ、タイそのほか台湾、ブラジル等にまだ、手当を相当できるものであります。先ず我々としてしましては、今日のプランとしては百一十万吨よりはこの供出量と睨みまして、精米で百五、六万トンの手当が技術的に可

能なのじやないか、そうしたほうがより安全じやないかという考え方をしております。これは今後の供出等の見合においてきめて参りたい。二、三十万石を弾力性を置いて一つ考えたい。のじやないかという当初の計画に對しまして、外米のほうの手当の見合いを実は計画をいたしておる次第であります。タイ等につきましても実は最近政府貿易等ができるような特電が参つておりまして、これも最近非常に緩和して参りましたので手当もできるのではないか。それからビルマ等に對しても入札がごく最近行われる情報も入つておりますので、ここ数日中にはつきりいたすのではないかと思つておる次第であります。そういうのが推算でございまして、供出量の今後の二、三十万石の、或いは四、五万トンの問題と外米の問題とをからんで需給の、米食維持のために実は万全を盡したい、麦と違ひまして米は本年の供出量が少いために、決して楽な操作ではございませんで、慎重な考慮を以ちまして万遍なく二十七米穀年度を過して行きたいという努力を継続中でございます。

明がありましたけれども、本改正案の第四條の二の麦価決定に関する政令の内容を一つ資料として御提出願いたいと思ひます。

○政府委員(東畑四郎君) 承知いたしました。

○委員(羽生三七君) 先ほど申上げましたように政府委員の都合で質疑は後日にお願ひいたしますが、何か基礎的な問題でこの機会に御注文があれば承わることになりますか。よろしくございませうか。

○片柳眞吉君 資料をもう一つ。今三橋さんが申されましたけれども、農家の保有率を米で幾ら、麦で幾ら、その他幾らというのを……。

○政府委員(東畑四郎君) 完全保有農家と一部保有農家と二つですか。

○片柳眞吉君 ええ、そうです。

○政府委員(東畑四郎君) それも出して。

○西山亀七君 麦の辞退を各府県の内容がわかつておりますればそれも一つお願ひしたい。併せて米の辞退状況も。

○政府委員(東畑四郎君) はあ。

○委員(羽生三七君) それでは政府委員の都合もありますので、本日はこの程度で散会をいたします。

午後二時二十五分散会

十勝沖地震による農林業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法

(この法律の目的)

第一條 この法律は、農林業者が昭和二十七年三月の十勝沖地震によつてその所有する農舎、畜舎、サイロ、炭釜又は政令で定める農林業共同施設(以下「農林業施設」という。)について被つた損害の復旧を円滑にするため、政府が当該復旧に要する資金の融通について損失補償及び利子補給を行うことを目的とする。

(損失補償及び利子補給)

第二條 政府は、農林中央金庫その他の政令で定める金融機関(以下「融資機関」という。)が前條の地震によつて農林業施設に損害を受けた農林業者でその復旧のために融資を受けようとするもの又はその者の加入する農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会若しくは中小企業等協同組合(以下「協同組合等」という。)でその者につきその農林業施設の復旧のために融資をしようとするものに対して融資をしようとするもの、政令の定めるところにより、当該融資を受けることによつて受けた損失を補償し、且つ、当該融資につき利子を補給する旨の契約を当該融資機関と結ぶことができる。

2 前項の規定により政府と融資機関が契約を結ぶことができる融資は、この法律施行の日から昭和二十八年三月三十一日までになされ、且つ、その償還期限が昭和三十三年三月三十一日以前のものに限る。

3 政府が第一項の規定による契約を結ぶことができる融資の総額は、二億円を限度とする。

(損失の基準及び損失補償限度)

第三條 前條第一項の損失とは、融資元本の償還期限到来後一年の範囲内で政令で定める期間を経過してなお元本又は利子(政令で定める遅延利子を含む。)の全部又は一部について回収されなかつた場合におけるその回収されなかつた金額をいう。

2 前條第一項の規定による契約に基いて政府が行う損失補償の金額の限度は、融資機関ごとに、当該融資機関のした同條同項の融資(以下「融資」という。)の総額の百分の三十に相当する金額とする。

(利子補給の基準)

第四條 第二條第一項の規定による契約に基いて政府が補給する利子は、政令の定めるところにより、融資機関がした融資の融資残高に對し年四分の割合で計算した金額とする。

(利率)

第五條 第二條第一項の規定による契約を結んだ融資機関のする融資の利率は、当該融資機関が通常それと同種類の貸付を行う場合に定める利率を年四分引き下げた利率で当該契約の條件とされたものをこえてはならない。

(協同組合等の貸付利率)

第六條 協同組合等が融資機関から融資を受けた資金をその組合員に對して貸し付ける場合の利率は、当該融資機関から受けた当該融資

の利率をこえてはならない。

(債権の保全及び回収)

第七條 融資機関は、第二條第一項の規定による契約に基いてした融資についてこの法律の規定による損失補償を受けた後も、当該融資に係る債権を善良な管理者の注意をもつて保有し、且つ、回収に努めなければならない。

2 前項の場合において融資機関は、当該融資に係る債権の回収によつて得た金額のうちから債権行使のために必要とした費用を控除し、残額があるときは、これを当該融資について損失補償を受けない損失のてん補に充当し、なお残額があるときは、この法律の規定により政府から受けた損失補償の金額に達するまでの金額を政府に納付しなければならない。

(法令等の違反に対する措置)

第八條 政府は、融資機関がこの法律若しくはこの法律に基く命令又は、第二條第一項の規定による契約に違反したときは、当該融資機関のした融資について、補給すべき利子の全部若しくは一部について補給をせず、補償すべき損失の全部若しくは一部について補償をせず、又は既にした利子の補給若しくは損失の補償の全部若しくは一部の返還を命ずることができ

る。

(施行規定)

第九條 この法律に定めるものの外、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附則

この法律は、公布の日から施行す

る。

昭和二十七年五月五日印刷

昭和二十七年五月六日發行

參議院事務局

印刷者 印刷庁